

主な用語の解説

《あ行》

育林：いくりん 森林を仕立て、育成することをいい、ぞうりん 造林と同義である。

枝打ち：節のない材を生産するため、樹木の成育過程において下方の不要な枝を切り落とすこと。

《か行》

皆伐：かいぼつ 一定範囲の樹木を一時に全部又は大部分伐採する主伐の一種。

間伐：かんぼつ 成長の過程で過密となった立木の一部を抜き伐り（間引き）し、立木の密度を調整する作業。

間伐は、①樹木の成長の促進により風雪害や病虫害に強い健全な森林を作る、②林内の下層植生の繁茂により地表の浸食や流失を抑制する、③多様な動植物の生育・生息が可能となり、生物多様性の保全に寄与するなど、森林の持つ多面的機能の発揮に大きな意義を有する。

林業の観点からは、残存林分の成長促進や間伐材の販売による林業収入を確保するなどの意義を有しており、伐採した材を搬出して利用する利用間伐（収入間伐）と、林地残材として放置される伐り捨て間伐に大別され、一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施される。

間伐は、主伐に比べて伐採・搬出の経費が掛かり増しになる一方、間伐材は価格の安い小径木・低質材が多いことなどから、利用間伐（収入間伐）は私有林での約3割にとどまっていると推定されている。

高性能林業機械：従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能をもつ林業機械。主な高性能林業機械は、フェラーバンチャ、スキッド、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ、タワーヤーダ、スイングヤーダ。

《さ行》

作業道：林道を補完し、除間伐等の作業を行うために作設される簡易な構造の道。

下枝払：したえだばらい 樹木の成長促進と積雪による倒木防止のため、下枝の一部を切り取る作業。

下刈：したがり 植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に植栽後の数年間、毎年、春から夏の間を実施。

主伐^{しゅぼつ}：目的とする樹種を収穫する伐採で、伐採後に次代の後継樹の更新を伴うものをいう。対語は、更新を伴わない間伐である。

主伐には、対象とする林地にあるすべての樹木を伐採する皆伐^{かいぼつ}、単木ごとに選択して伐採する択伐^{たくぼつ}などがある。

なお、主伐は林業経営における主収穫作業であり、このうち択伐は、保育作業の結果二次的に収入が得られる利用間伐（収入間伐）と区別されている。

植栽未済地^{しょくさいみさいち}：森林の伐採跡地で、人工的に植栽（再造林）をしなければ健全な森林に復元しないと考えられるもののうち、伐採後 3 年を経過しても植栽が行われず放置されている林地をいう。

除伐^{じょぼつ}：育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈を終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回実施。

針広混交林^{しんこうこんこうりん}：針葉樹と広葉樹が混じり合った森林。

人工造林（植林）：苗木の植栽、種子のまき付け、さし木等の人為的な方法により森林を造成すること。

薪炭林^{しんたんりん}：薪や木炭の原木など、燃料材を供給する森林をいう。

木炭生産は、山村経済の支えであったが、昭和 30 年代のいわゆる燃料革命によって激減した。

森林整備：森林施業とそのために必要な施設（林道等）の作設、維持を通じて森林を育成すること。

森林施業（施業）：目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。

森林施業計画：森林法に基づき、森林所有者等が単独又は共同で 5 年を一期として作成し、市町村長の認定を受ける制度。森林施業に関する長期の方針、伐採や造林等の計画等を記載することとしている。

生産森林組合：森林の経営の共同化を目的として、森林組合法に基づき設立された協同組合のこと。森林組合は、組合員の森林経営の一部（例えば、施業、販売、購買など）の共同化を目的とするが、生産森林組合は、組合員の森林経営の全部の共同化を目的とする。

施業の集約化^{せぎょう}：林業事業体などが隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を受託し、一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業を行いコストダウンを

図ることが可能。

素材生産：そざいせいさん立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太にする工程。

《た行》

択伐：たくぼつ森林内の樹木の一部を抜き伐りする主伐の一種。

治山事業：荒廃山地などの復旧や森林の維持・造成を通じて水資源のかん養と土砂流出の防止を進め、国土の保全および水資源の確保を図る事業。

長伐期施業：ちやうばつきせぎよう通常の主伐林齢（例えばスギの場合 40 年程度）のおおむね 2 倍に相当する林齢を超える林齢で主伐を行う森林施業。

天然生林：てんねんせいりん自然の推移にゆだね、主として自然の力を活用すること（天然更新）により、保全・管理されている森林。

《な行》

根踏み：ねふみ越冬により根元がゆるんだ植栽木の抜けや倒伏を防ぐため、植栽木の周囲を踏み固めること。

《は行》

伐期：ぼつき主伐が予定される時期。

分収林制度：ぶんしゅうりん森林の土地所有者と造林又は保育を行う者の 2 者、あるいは、これらに費用負担者を加えた 3 者で契約を結び、植栽や保育等を行い伐採時に得られた収益を一定の割合で分け合う制度。分収林は、植林の段階から契約を結ぶ「分収造林」と育成途上の森林を対象に契約を結ぶ「分収育林」に大別。

保安林：ほあんりん水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更等が規制される。

保育：植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈、除伐等の作業の総称。

《ま行》

民有林^{みんゆうりん}：国有林以外をいい、個人、会社、社寺等が所有する私有林、都道府県、市町村、財産区等が所有する公有林に区分される。

《や行》

山元立木価格^{やまもとりゆうぼく}：立木の状態での樹木の販売価格。一般には、丸太の市場価格から、伐採、搬出等に必要な経費を控除して計算された幹の材積 m^3 当たりの価格。

《ら行》

立木^{りゆうぼく}：土地に生育する個々の樹木。

林家^{りんか}：林地の所有、借入などにより森林施業を行う権原を有する世帯。

林業事業体：他者からの委託又は立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者など。ただし、2005年農林業センサスでは、「林業事業体」という区分はなく、委託を受けて造林・保育を行っている、委託を受けて200 m^3 以上の素材生産を行っているものについては、「林業経営体」としている。

林地残材^{りんちざんざい}：立木を丸太にする際に出る枝葉や梢端部分、森林外へ搬出されない間伐材等、林地に放置された残材。

林齢^{りんれい}：森林の年齢。人工林では、苗木を植栽した年度を1年生とし、以後、2年生、3年生と数える。

齢級^{れいきゅう}：森林の年齢を5年の幅で括ったもの。人工林は、苗木を植栽した年を1年生とし、1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級と数える。

列状間伐^{れつじょうかんばつ}：選木基準を定めずに単純に列状に間伐する方法。高性能林業機械の導入による作業効率の向上、選木作業の省力化等による間伐経費の削減に有効な手段。